

葛巻町いじめ防止基本方針



平成 2 7 年 9 月
葛巻町教育委員会

はじめに

葛巻町は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を「葛巻町いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定する。

第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の第2条に次のように定義されており、本町もこれを踏まえて取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等の対策のための基本理念

葛巻町では、町民憲章にうたわれている人間性豊かな「教育の町づくり」を願い、「思いやりと自律の心を持ち、自他を尊重しながら積極的に行動する人間性豊かな児童生徒の育成」を学校教育目標に掲げ、豊かな自然と温かな人間性に支えられる地域の特色を十分に生かしながら、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を展開している。

本町において、いじめを防止するため、次の基本理念のもと、町及び町教委、学校、家庭や地域、関係機関などの連携により取り組むものとする。

- (1) いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にもおこりうるものであるとの認識のもと、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」の考え方を基本とするものであること。
- (2) いじめは、広く社会全体で絶対に許さない雰囲気を作ることが大切であり、学校、保護者、地域など、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力する必要があること。
- (3) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる環境づくりの担い手であることを自覚し、いじめを許さない学校、社会の実現に努めること。

3 葛巻町いじめ防止基本方針策定の目的

町では、町全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すため、前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、学校、保護者、地域など、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、社会全体でいじめの防止及び解決を図るための基本となる事項として「葛巻町いじめ防止基本方針」を策定する。

4 いじめ防止に向けた方針

児童生徒のいじめを防止するため、社会全体がいじめを許さない、させない風土づくりに努める。また、いじめを「しない」「させない」という未然防止や、「見逃さない」という早期発見・早期対応が重要という基本姿勢のもと、町及び町教委、学校、家庭や地域、関係機関等と連携を図り、町全体で児童生徒を見守る取組を進めていくものとする。

(1) いじめは絶対に許さない（未然防止）

いじめは起こりえるという意識をもちながら、学校・家庭・地域において、いじめを生み出さないような土壌作りに努める。あわせて、いじめは「絶対にあってはならない卑劣な行為である」ということへの理解を促し、児童生徒一人一人の強い心を育てていくことに努める。

(2) いじめを絶対に見逃さない（早期発見）

学校・家庭・地域においては、普段の人間関係を丁寧に把握し、児童生徒のささいな変化にもすぐに気づくことができる体制をつくる。いじめに発展しそうな状況や、いじめの兆候が見られた場合は、積極的にかかわり早期解決に導くよう努める。

(3) 教育としていじめに立ち向かう（いじめへの対処）

児童生徒がいじめを行っていたことが明確である場合は、いじめを受けていた児童生徒の命・生活の安全を最優先にするとともに、いじめていた側への確かな事実をもとにした適切な指導と更正にむけて、教育の場であるという意識をもって対処する。

(4) 地域社会としていじめに立ち向かう（関係機関との連携）

学校・家庭・行政・地域が連携しあいながら、いじめの未然防止に取り組み、早期発見の方法を共有し、いじめの対処を適切に行う。

第2章 いじめ防止等のために町及び町教委が実施する対策

町及び町教委は、葛巻町基本方針に基づき、いじめ問題の防止等の対策を総合的に策定し、推進する。

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 町いじめ問題調査委員会の設置

学校の対応で問題の解決が難しい場合、関係行政機関の職員、学校教育の関係者、教育委員会や関係機関との円滑な連携のもとに、対策を実効的に行うための調査機関として「葛巻町いじめ問題調査委員会」を設置する。

この委員会は、弁護士や医療関係者、学識経験者等の専門的知識及び経験を有する者からなり、当該いじめ事案と利害関係を有しない者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

2 いじめ防止等に関する取組

(1) いじめの防止

- ① 学校の教育課程において必要な指導・支援を行う。
 - ・ 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むための道徳教育を推進する。
 - ・ 全ての児童生徒が授業に参加し活躍できるための授業改善を推進する。
 - ・ いじめ防止に主体的に取り組む集団を育てるための特別活動を推進する。
- ② 各種研修会の実施の支援
各校において、いじめ防止に関する研修会を実施する際の支援を行う。インターネットいじめへの対応等における講師の斡旋等を行う。
- ③ いじめ防止等に係る実践事例等の紹介
国や県の動向を随時情報提供するとともに、いじめ防止等に関する先行事例等の最新情報を提供していく。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめ相談等の体制の充実
町教育委員会幼児学校教育室等を、いじめ相談窓口として周知を図り、広く相談体制の整備と充実を図るとともに、いじめ防止に関わる啓発活動を行う。
- ② 学校の実施するアンケート等により発見された事案について、学校は報告・連絡・相談を速やかに行うこととし、必要に応じて指導・支援を行う。

(3) いじめの対応に関すること

- ① 学校からいじめの報告を受けた場合は、各校のいじめ防止等の対策のための組織を活用し、被害児童生徒を守ることを優先して、迅速に対応するよう指導・支援を行う。
- ② 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整して問題の解決を図る必要がある場合や、町教委が対応を図る必要があると判断される場合は、関係機関との連携を図りながら問題の解決に向けて取り組む。

(4) 学校運営に関すること

教育委員会は、目標への取組や問題への組織的な対応など、取組や対応を確認するとともに、学校に対して必要な支援や指導・助言を行う。

(5) その他

- ① 葛巻町生徒指導連絡協議会の実施
校長会・副校長会の代表と各校の生徒指導主事による連絡協議会を実施し、いじめ問題等にかかわる学校間の共通理解や研修を設定する。

② 「葛巻町ふるさとキャンパス構想」の実践

地域に学び地域と歩む学校を目指した学校経営の推進と4校種連携による互いの関わりをとおした絆づくりを進める。

③ 関係協力機関との連携

町内外における関係協力機関を明確にし、いじめの防止や問題の解決における適切な連携がとれるようにする。

第3章 学校が実施する対策に関する事項

1 学校教育の役割（葛巻町立小中学校）

いじめは、どこでも起こりえるという認識の下、未然防止・早期発見・早期解決に努める。そのために、児童生徒が自己肯定感を高めることができるような指導、いじめ問題への適切な対処のための研修や情報共有、児童生徒の状況を的確に捉えるための工夫を行う。これらの役割を果たすため、以下の具体的手立てを講じる。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

法に基づき、各校で方針を策定し、PTAとともに共有し、方針に基づいていじめへの対応を実施する。

(2) 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置

法に基づき、組織を設置するとともに、組織の有効活用や校長のリーダーシップをもとに研修や情報共有に努める。

(3) 「生活アンケート」等の実施

児童生徒の実態を適切に把握するために、アンケート等を実施する。

(4) 迅速な報告体制

いじめと認知される事案がある場合は、早急に教育委員会との協力体制をつくり、迅速に対応する。

(5) 教育活動の充実

児童生徒の健やかな成長を支える豊かな教育活動を創り出すために、研修・研究の充実を図る。

第4章 各関係機関が実施する事項

1 地域社会の役割

地域全体で、児童生徒を見守るという心構えをつくり、積極的に学校の教育活動への参画を進める。子どもたちに声をかけ、子どもの表情や変化を見逃さず、気付いたことを学校に知らせるなど積極的にサポートを行う。

2 保護者の役割

児童生徒のだれもが、いじめの被害者にも加害者にもなり得るということを認識し、いじめに加担しないよう指導に努め、日頃から悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するよう働きかける。また、いじめにつながる状況や、いじめを発見した場合は、速やかに学校や関係機関等に相談または連絡をする。

3 児童生徒の役割

人間関係の中で切磋琢磨することで自らの成長があることを自覚し、互いの人間性を尊重し合い、自らの目指すべき方向性を明確にしてひたむきに学び続ける姿勢をもつ。いじめにつながる状況やいじめと思われる事案があるときには、いじめに立ち向かう態度をもち、当事者への声かけや教育相談等を活用して、問題解決に努める。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の調査

調査に該当する重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、法に従えば、例えば、次のような場合が例として示すことができる。(法第28条)

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="radio"/> 児童生徒が自殺を企画した場合 | <input type="radio"/> 身体に重大な障がいを負った場合 |
| <input type="radio"/> 金品等に重大な被害を被った場合 | <input type="radio"/> 精神性の疾患を発生した場合 |
| <input type="radio"/> いじめが原因で相当の期間学校を欠席した場合 | |

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

学校または教育委員会は、上記のような重大事態の状況を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで、重大事態かどうかを判断し、調査・報告にあたる。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者である教育委員会に、早急に報告する。学校からの報告を受けた教育委員会は、町長に直ちに報告する。

(2) 調査の主体

学校からの重大事態の発生が報告された場合、その事案内容を精査し、教育委員会が主体となって調査を行う。

教育委員会は、速やかに「いじめ問題調査委員会」を設置し、調査を実施する。その際は、事実確認を明確にするための調査とし、聞き取りを中心とし、当該児童生徒相互の心的状況に配慮しながら適切に進める。また、県教委の緊急支援チームを活用するなど、必要に応じて外部の専門家を招聘することも検討する。

また、いじめ問題調査委員会は調査結果について、町長や保護者等への説明や報告を行うとともに、学校へ対して指導や助言を行う。

(3) 実施する調査の内容

ここにおける調査の目的は、「事実関係を明確にするための調査」であり、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景としての問題点はどこにあったのか、学校・教職員はどのように対応したかなど、事実関係を可能な限り明確にするものである。

なお、重大事態が発生した場合の情報管理及び提供については、学校と教育委員会の一貫した体制のもと、調査経過を適切に提供する。その際、児童生徒、保護者等のプライバシーに配慮した内容となるよう留意する。

3 調査結果の提供及び報告、並びに町長による再調査

(1) 調査結果の説明・報告

調査結果については、「いじめ問題調査委員会」が次の①～③に対して事実関係を説明・報告するとともに、当該学校については対応への指導や助言を行う。

- ①いじめを受けた児童生徒及び保護者（調査経過・調査結果の説明）
- ②当該学校児童生徒及び保護者（説明会等の実施）
- ③町長（経過・結果の報告）

(2) 再調査の実施と報告

調査の結果を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の重大事態の発生の防止のために必要があると認めた場合、再調査を行うことができる。再調査にあたっては、

県教委の支援等を活用し、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有するもののうち、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものでないもの（第三者）が調査に当たり、調査の公平性・中立性が保たれるようにする。

町長は、再調査の結果を、個人のプライバシーへの配慮等をしたうえで、議会に報告する。

その他の事項

町は、いじめ防止等に関する町の施策や学校の取組、重大事態の対策等、町の基本方針が適切に機能しているかどうかについて点検を行い、見直し等が必要な場合は、必要な措置を講じる。

いじめ・重大事態発生時の対応フローチャート

【通常の対応】

【重大事態への対応】

